

## 技能実習制度について

2013. 10. 10

一般社団法人 日本造船工業会

### <規制の現状>

- 2010年7月1日発足の新制度では、①実習生は入国後監理団体による1ヶ月の集合研修終了後、わが国の労働基準法及び最低賃金法等の労働法規適用のもと、労働者として就労可能となった。②対象職種 68 職種 127 作業で3年間の滞在が認められたことにより、③対象職種が大幅に改善され、入国する外国人技能実習生も現在十数万人に及んでいる。④一方、技能実習修了後の就労は認められていない。

### <要望内容>

#### 1. 期間の延長および再技能実習の制度化

- ①受入側及び送出し側のニーズに従い、最長期間を5年（現行3年+再技能実習2年）に延長して欲しい。
- ②例えば、過去数年に亘り技能実習生の受け入れ実績があり、適正な運営を行っている企業を優良事業者として認定し、受入要件を緩和して欲しい。
- ③本邦の技能者を多能工として育成する必要性が生じていることから、職種の組み合わせ実習も可能にするなど、現行制度を柔軟に見直して欲しい。  
（参考）造船業界は、どちらかと言うと団体監理型による受入れが多いと聞いている。その理由は、専門家により監理を徹底させるため。

#### 2. 「技能」の在留資格での受入

- ①将来にわたる技能者の不足を解消すべく、労働需給テストの導入を前提に、日本語能力や技能の要件を満たした外国人材を「技能」の在留資格で受け入れを容認してほしい。

### <要望理由>

#### 1. 技能習得のための期間が短い

- ①今日の急速なグローバル化の進展と技術の革新・複雑化に鑑み、世界トップクラスの日本造船業に魅力を感じて、より多くの外国人が長期間、日本国内で技能実習を行なうことを希望している。
- ②しかし、現行制度では、実習期間が最長3年間となっているため、技能の習得のために十分な期間となっていないのが実情である。

- ③また、日本で建造する船の一部分を開発途上国に外注している企業もあることから、これらの国の技能向上は双方にとってメリットがあることでもある。

## **2. 送出し側と受入側の双方で受入要件緩和を望んでいる**

- ①実習生はさらに技術レベルを高めたいという意向があり、送出し国からは受入要件を緩和して欲しいという要望がある。
- ②また、受け入れ企業にとっても貴重な人材となっており、双方とも、受入要件の緩和を望んでいる状況にある。

## **3. 多能工化に対応できていない**

- ①造船業は、高度な技能が要求されるとともに、高効率・高品質を求めめるために前後の工程を理解できていることも必要である。
- ②しかし、現行制度は単一の職種という考え方が強く、多能工化には対応できていない。（例えば、溶接工は溶接のみ、塗装工は塗装のみ）

## **4. 制度の趣旨に十分に則った活動となっていない**

- ①以上のように、受入要件が限定的であるため、十分な技能習得ができないまま帰国することとなるため、帰国後の職場からもう少し技量が欲しい、もう少し技量があれば指導的な職務につくことができる、などという声もきく。結果的に発展途上国への技術移転という制度の趣旨に則った活動が十分に行なえないこととなろう。
- ②一方、3年間日本で実習した人材は諸外国でも技術の高さなどが注目されており、実習を終了した人材の半数以上は、自国内で働くよりさらに高収入なカナダ・オーストラリア、また時には韓国や台湾に労働者として求職しているケースが多いと聞いている。
- 極端な見方をすれば、せっかく日本で学んだ高度な技術が、日本にとってライバル国となる第三国へ流出し、技術を高めてしまっている。

## **5. 外国人研修・実習生との共生で日本人の雇用も守られている**

- ①少子高齢化が進むわが国では、企業の従業員も高齢化が進んでおり、造船業においては、外国人研修生・実習生を受け入れ、若い人材と共生することで事業が継続でき、その結果、日本人の雇用も守られているという部分もある。

## **<今後の展望>**

- ①世界的にも、今後人口ボーナスを持ち、この先数十年に亘り労働者を海外に

派遣できる国は、アフリカ諸国を除きフィリピンとインドのみと言われている。中国・韓国・台湾でも若年労働力の不足が言われる中、労働力対策に取り組むことがわが国として必要であると思われる。

- ②技能実習制度を単に発展途上国への技術移転とするのではなく、わが国産業界の人材育成及び発展に寄与する制度となり、成長戦略に結びつけることができるようになることを期待している。

以 上